

熊本県産牛肉3銘柄法被の作成業務委託に係るコンペ実施要領

1 委託業務名

熊本県産牛肉3銘柄法被の作成業務

2 委託業務内容

熊本県産牛肉3銘柄の法被デザイン及び作成。※詳細は別添仕様書のとおり。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年2月13日（火）

4 委託費

(1) 契約上限額

400,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(2) 対象経費

業務の実施に直接必要となる経費（資材費、デザイン費等）とする。

5 実施スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|---------------|
| ・ 通知 | 令和5年11月30日（木） |
| ・ 参加申込提出期限 | 〃 12月 8日（金） |
| ・ 提案書提出期限 | 〃 12月15日（金） |
| ・ 審査会（書類審査） | 〃 12月20日（水） |
| ・ 審査結果通知 | 速やかに実施 |
| ・ 委託契約締結 | 速やかに実施 |
| ・ 委託契約終了 | 〃 2月13日（火） |

6 コンペの対象者となる事業者

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 法人又は法人で構成される団体。ただし、海外に拠点を置く法人が参加する旨を申し出た場合においては、(3)以下に掲げる条件に準じ個別に参加資格を判断する。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続

開始の申立をされた者。

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
- ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと
- (6) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

7 コンペ参加申込み

本コンペに参加する者は、以下により必要書類を提出するものとする。

- (1) 提出物及び提出部数：
 - ア コンペ参加申込書【様式1】1部
 - イ 質問書【様式2】1部 ※質問がない場合は提出不要。
- (2) 提出方法：持参、郵送またはメール
- (3) 提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県農林水産部生産経営局畜産課内
「熊本県産牛肉消費拡大推進協議会」担当：北浦宛て
- (4) 提出期限：令和5年（2023年）12月8日（金）17時必着（郵送の場合も同様）
- (5) その他：質問書に対する回答は、質問者を匿名として全参加申込者に回答を行う。

8 提案書の提出

- (1) 提出物：
「提案書」、「概算見積書」、「スケジュール」を提出する。
※様式は自由とするが、原則としてA4紙・左綴じとして編纂し、正本にのみ【様式3】を表紙として添付すること。
※提案業者名を伏せた状態で審査を実施するため、提案書の中に提案業者が特定されるような記載をしないこと。
※「提案書」には、仕様書に記載の以下の内容は必ず記載すること。
- (2) 提出方法：持参、郵送またはメール
- (3) 提出部数：8部
- (4) 提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県農林水産部生産経営局畜産課内
「熊本県産牛肉消費拡大推進協議会」担当：北浦宛て
- (5) 提出期限：令和5年（2023年）12月15日（金）17時必着（郵送の場合も同様）
- (6) 注意事項
- ①以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。
 - ・提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
 - ・提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの
 - ・コンペ提案書に虚偽の内容が記載されたもの
 - ・審査委員又は関係者に提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合
 - ②提出された提案書の取扱いは、以下による。
 - ・提案書は返却しない
 - ・提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする
 - ・提案書は審査及び説明のために、写しを作成し使用することができる

9 受託者の選定方法

提案書の内容等について審査を行い、契約候補者を決定する。

- (1) 審査会
契約候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、契約候補者の選考を熊本県産牛肉消費拡大推進協議会の運営委員会において実施する。
- (2) 提案書の審査（書類審査）選定
- ①審査会は提案内容等について審査し、本業務に適した契約候補者（以下「契約候補者」という。）を選定する。

- ②審査結果については、提案書を提出した者全員に通知する。
- ③参加登録者からの選考理由に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。
- ④契約候補者が、第6の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を契約候補者とする。

10 委託契約の締結

協議会は、契約候補者と協議を行い、契約条件を確認の上、改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

11 契約保証金

契約しようとするものは、熊本県会計規則第77条の規定を準用し、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

12 その他

- (1) コンペに係る費用は、一切支払わない。
- (2) コンペ参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届【様式4】を提出すること。
- (3) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別途定める。

13 実績報告及び支払請求

全ての業務が完了したら、完了報告書と支払請求書（任意様式）を事務局に提出すること。但し、業務の途中であっても資材作成費など、必要な場合概算払も可能とする。その場合は、事前に事務局と概算払額の協議を行い、事務局が認めたもののみ可能とする。

14 その他

- (1) 成果品の著作権は熊本県産牛肉消費拡大推進協議会に帰属する。
- (2) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。
- (3) 協議会は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提

供について、支障のない範囲で協力する。